

避難行動要支援者名簿作成のお知らせ

福祉部 福祉総務課

弘前市では、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で、迅速な避難を確保するため特に支援を必要とする高齢者や障がい者などの方々を、「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害等による緊急時の避難支援や安否の確認など、避難行動要支援者の生命または身体を守るために必要な措置を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、対象となるご本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとしています。

対象となる方

弘前市にお住まいの在宅の方で、下記のいずれかの条件に該当し、避難に手助けを必要とする方です。
※長期間施設に入所している方や病院に入院している方は、対象となりません。

- ① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
(ただし、同じ世帯の他の方が75歳未満であっても要支援者である場合はこれに含む。)
- ② 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ③ 愛護手帳(療育手帳)の「A判定」をお持ちの方
- ④ 精神保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ⑤ 要介護の区分が、要介護3～5の方
- ⑥ その他、避難行動に支援を必要とする方
※難病、歩行困難、日中に75歳以上の高齢者のみの状態になる方など

名簿の提供先

名簿を提供する避難支援等関係者は次のとおりです。

- ① 弘前地区消防事務組合消防本部
- ② 弘前警察署
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 弘前市社会福祉協議会
- ⑤ 町会
- ⑥ 自主防災組織
- ⑦ 福祉事業者
- ⑧ その他避難支援等の実施に携わる関係者

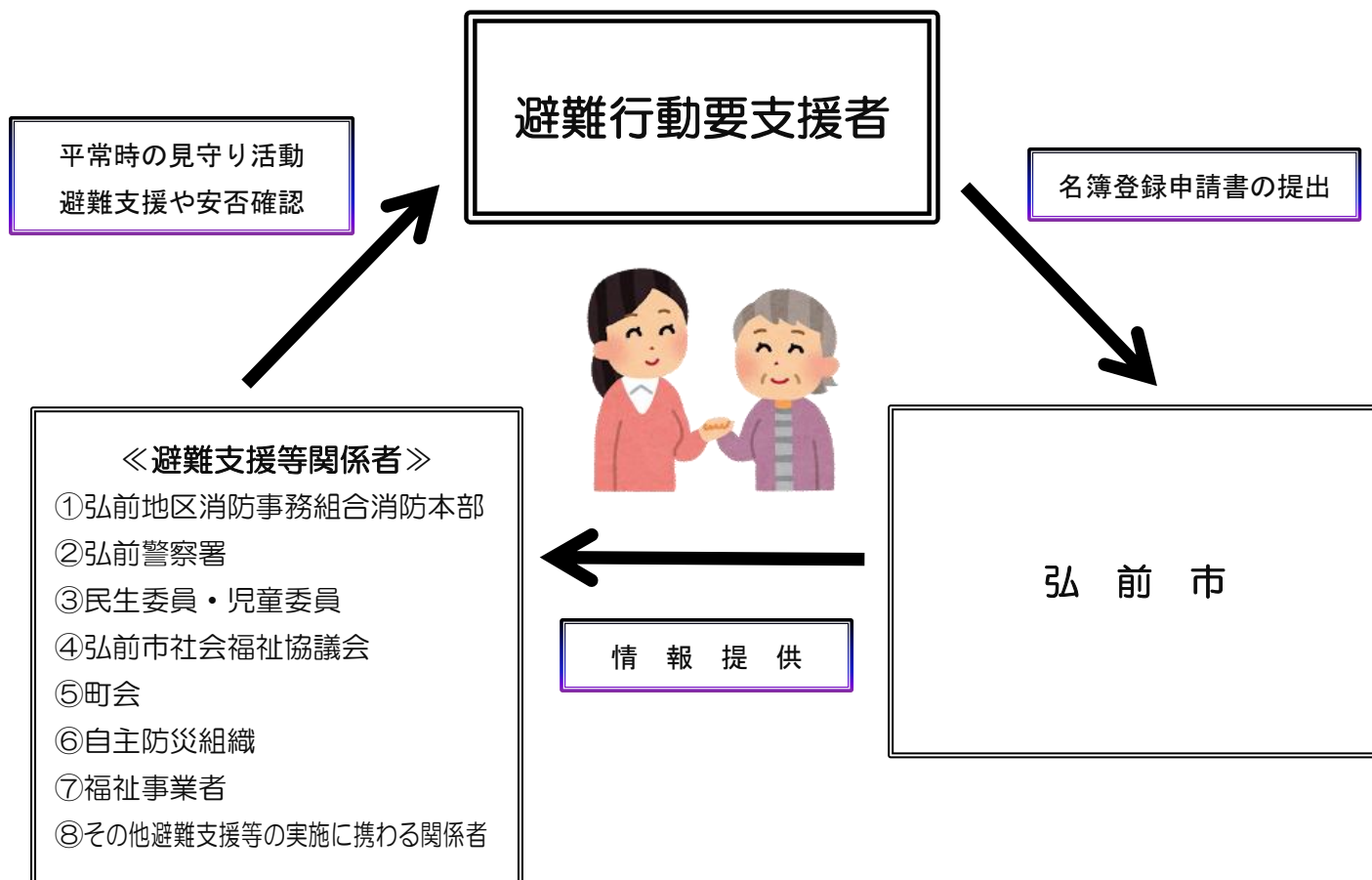


④～⑧は団体が希望した場合に提供します。

個人情報の取り扱いについて

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者には法律に基づく守秘義務があります。個人情報は、市及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。名簿は、秘密の厳守、目的外利用の禁止などが堅持される団体のみ提供します。

避難行動要支援者名簿活用のイメージ図



注意事項

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者が、法的な責任や義務を負うものではありません。

申請方法

避難行動要支援者名簿への新規登録・登録内容の変更・登録の削除は、名簿登録申請書で受け付けます。申請書に必要事項を記入し、福祉総務課へ提出してください。申請書は、福祉総務課窓口で配付しているほか、弘前市ホームページ（避難行動要支援者名簿登録制度のページ）に様式を掲載していますので、印刷してご利用ください。代理人による提出、郵送でも受け付けます。

また、民生委員・児童委員が訪問した際に、名簿登録申請書を記入していただいた場合は、民生委員・児童委員が代理として提出し、申請を受け付けます。

名簿登録申請書の配付・受付先（問い合わせ先）

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市役所 福祉部 福祉総務課 総務係 （電話：40-7037）